煙火の消費等の申請は消防署へ

煙火の消費・火薬の譲受許可の申請は消防署へ

東近江行政組合消防本部管内の構成市町が行っていた火薬類取締法に係る事務が、**平成26 年4月1日**から東近江行政組合消防本部の各消防署に移ります。詳しくは下記をご覧ください。

煙火消費に関する手続きについて (おもちゃ煙火は、除きます。)

許可が必要な場合

下表の無許可で消費できる数量を超える場合は、許可が必要となります。 許可を受けるには、火薬類消費許可申請書の提出が必要です。 申請用紙は、ホームページの「申請・届出書様式」にあります。

無許可数量					
	消費数量				
球状の	直径6㎝以下のもの	2号玉	50個以下		
打揚煙火玉	直径6cmを超え直径10cm以下のもの	2.5~3号玉	15個以下		
	直径10cmを超え直径14cm以下のもの	4号玉	10個以下		
仕掛煙火 2	1台				
特定の規格に	300個以下				
その他の点火によって爆発音を出す筒物(火薬1g以下爆薬0.1g以下)					
爆竹(連結数3	300個以下				
競技用紙雷管	無制限				

無許可で消費できる場合

上表の無許可で消費できる数量に該当する場合は、許可は不要となりますが、打揚煙火及び仕掛煙火は消防署への届出が必要となります。

届出様式は、「申請·届出書様式」に「煙火打上げ(仕掛け)届出書」がありますので、必要 事項を記入の上各消防署へ提出願います。

安全な距離について

煙火を消費する場合は、消費する場所から建物や人の集合する場所等に対して、安全な距離を確保しなければなりません。東近江行政組合消防本部管内の安全な距離は次のとおりです。

打揚煙火の場合(スターマインを含む)

打揚煙火の区分	保 安 距 離
2号 (直径 6cm以下)	半 径 50m以上
2.5 号 (直 径 7.5 cm以下)	半 径 65m以上
3号 (直径 9cm以下)	半径 80m以上
4号 (直径12cm以下)	半径 110m以上
5号 (直径15㎝以下)	半径 140m以上

6 号 (直 径 1 8 cm以下)	半 径 180m以上
7号 (直径21cm以下)	半 径 200m以上
8号 (直径24cm以下)	半 径 230 m以上
10号(直径30㎝以下)	半 径 280 m以上
15号 (直径45cm以下)	半 径 350m以上
20号(直径60㎝以下)	半径 400m以上
30号(直径90㎝以下)	半径 600m以上

注:スターマインについては最大のものを基準とする。

仕掛煙火の場合

主な仕掛煙火の安全距離は、枠の高さの1.5倍以上。ただし、爆発音を発するものを付属する場合は、30 m以上。

その他の煙火

個別にお問い合わせください。

火薬類譲受許可に関する手続き

建設用びょう打銃用空砲等の申請については、個別にお問い合わせください。

申請先一覧

消費場	所	提出先	電 話 番 号	
近江八巾	番 市	近江八幡消防署	0748-33-5119	
竜 王	町			
東近江市	旧八日市市	八日市消防署	0748-22-7610	
水 足 比 市	旧永源寺町			
日 野 町		日野消防署	0748-52-0119	
東近江市	旧蒲生町	H 20 113 193 41	0740 02 0110	
東近江市	旧能登川町	能登川消防署	0748-42-0119	
水 足 比 市	旧五個荘町		0,10 12 0110	
東近江市	旧湖東町	愛 知 消 防 署		
木丛 11	旧愛東町		0749-45-4119	
愛 荘	町			